

鶴ヶ島市公式SNS運用方針

1 趣旨

この方針は、民間企業が提供するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した様々な情報発信を目的とし、鶴ヶ島市（以下「市」という。）が開設する各種公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 SNSの定義

ツイッターやフェイスブックなど、インターネット上のサービスを利用して、情報を発信あるいは相互に情報のやり取りを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

3 運営主体及び管理者

- (1) 市が運用する各SNSを総称して、鶴ヶ島市公式SNS（以下「公式SNS」という。）とする。
- (2) 公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、公式SNS運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- (3) 運用管理者は、秘書広報課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。
 - ①公式SNSのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
 - ②公式SNS全体の構成及び調整に関すること
 - ③公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
 - ④その他、公式SNSの運用に関すること

4 アカウント運営の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運営主体として公式SNS名及びアカウント等を市のホームページ上に明示する。

5 情報発信内容

公式SNSを活用して情報を発信できる情報は、次のとおりとする。

- (1) 広報つるがしま、市ホームページ等で提供した情報
- (2) 市が主催・共催するイベント情報、観光情報、災害情報又は特別に各課より依頼があった情報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報

6 運用方法

- (1) 運用管理者は、お知らせやイベント等に関する情報を必要に応じて投稿する。
- (2) 情報の発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、休日に開催されるイベント、各種行事等の現況・結果などについて情報

発信する場合、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、発信できるものとする。

- (3) 情報発信には市内の指定された端末を使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合はこの限りでない。
- (4) 運用管理者は、投稿された意見等には原則として返信しないこととし、個別には対応しない。
- (5) 運用管理者は、禁止事項に掲げるコメントが投稿された時は、これを削除できるものとする。

7 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合、予告なく削除するものとする。

- (1) 法律、法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等のプライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、市が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8 著作権

公式SNSに掲載した情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は、市又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権上認められた場合及び公式SNS上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

9 ホームページとのリンク

公式SNSに記載するリンクのリンク先は、原則として市のホームページのみとする。ただし、国・県・他の公共団体等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

10 免責事項

- (1) 市は、公式SNSの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- (2) 市は、利用者が公式SNSの掲載情報を利用または信用したことにより利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 市は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 前2号に掲げるものの他、市は公式SNSの掲載情報に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 市は、予告なく公式SNS運用方針の変更や運用方法の見直し、又は運用を中止する場合があるものとする。

11 その他

この方針の他、公式SNSの運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。